



院内暴力への対応

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎

黒木法律事務所 弁護士 武市尚子

Q

- 1 当院入院中の認知症の患者が暴れていたため、病院職員がこれを制止しようとして押さえつけたところ、患者が骨折してしまいました。その場合、当院に賠償責任がありますか。
また、逆に制止した職員が患者に怪我をさせられた場合、職員の損害は、誰が補償するのでしょうか。
- 2 当院入院中の患者Aが同室の患者Bに暴行を加えて怪我をさせてしまいました。患者Bとその家族は、怪我をしたのは病院の責任だと主張して当院に損害賠償を請求してきました。当院に賠償義務はありますか。
- 3 当院の入院患者で、しばしば同室者に暴言を吐いたり、看護師に暴力をふるったりする人がいます。医師や看護師長が注意しても改善しないので、強制的に退院させたいのですが、医師法19条に違反しませんか。

A

1 院内暴力対策と賠償責任

一般論としては、患者の暴力を制止しようとした職員の行為は、正当な職務執行であり、

それによって患者が骨折したとしても、制止の程度を逸脱した粗暴な実力行使でない限り、病院に責任は生じません。しかし、認知症などにより問題行動が予想される患者の場合には、病院側があらかじめ予防措置（抑制や拘束・鎮静剤の投与など）を講ずる必要があり、病院が何らの予防措置も取らなかったために患者に被害が生じた場合には、病院が賠償義務を負うこともないとは言えません。

逆に、患者の暴力により職員が負傷した場合には、労災事故として労災保険給付を受けることができます。また、患者の暴力が事前に予測できたのに、病院が何らの予防措置も取らなかったために職員に被害が生じた場合には、病院が職員に対して賠償責任を負うこともあります。（参考裁判例1）

2 院内暴力から他の患者を守る責任

病院は、入院診療契約に基づいて、適切な治療をする義務の

ほか、病気療養にふさわしい安全な入院環境を提供する義務（安全配慮義務）があると解釈されています。患者Bの賠償請求は、この安全配慮義務を根拠として、病院には、他の患者の暴力から患者を守る責任があると主張するものです。

しかし、実際に賠償義務があるかどうかは、病院が患者Aの暴行を予見できたかどうか、予見できたとして暴行を防止する手段があったかどうか、などの具体的事情によって判断が分かります。一般的には、以前から患者Aが患者Bに暴行しているのを看護師が知りながら、何らかの対策を取らずに放置していたなどの特別な事情がない限り、病院に賠償義務があるとは言えないと思われます。

裁判例では、ショートステイの際、他の利用者に車いすを押されて転倒してけがをした事例で、施設側に責任があるとされたものがあります。（参考裁判例2）

3 院内暴力患者の強制退院と応需義務

医師法19条は、「診察治療の求めがあった場合には、正

当な事由がなければ、これを拒んではならない」と規定していますので、診療を拒絶するには、正当な事由が必要です。

手術など入院を必要とする治療が終了し通院可能な状態の場合には、病院は患者に退院を求めることができます。参考裁判例3は、院内暴力のケースではありませんが、病室からの退去等を求めた病院の請求を正当としています。

これに対して、入院加療の必要性がある患者に退院を求めるためには、同室者や看護師の心身の安全が脅かされるとか、病院業務に著しい支障が生ずるなどの正当な事由が必要です。詳細は、質疑応答をお読みください。



医師：院内暴力に対して病院が取るべき対策のポイントを教えてください。

弁護士：まず、**院内暴力対策マニュアル**やその実施責任者を決めて、組織的に統一基準で対処することが大切です。特に、院内暴力は許さないという病院の姿勢を示すため、**院内暴力追放ポスター**を院内の至るところに貼ること、入院規則や入院申込書にも

「**院内暴力患者に対する診療拒否**」を明記すること、実際に重大な院内暴力が発生したら、ただちに**警察に通報し、刑事告訴**すること、などがあげられます。

医師：患者の中には、認知症のせいで院内暴力に走るケースもありますので、現場では、いつでも警察を呼ぶというわけにもいきません。

弁護士：なるほど。院内暴力のうち、術後不穏やせん妄、認知症による介護抵抗、精神疾患など医療上の対策が可能なものについては、原因を医療的に排除とか、必要な範囲で抑制・拘束するなどの対策を考えるのが先決ですね。

医師：では、疾病と無関係に粗暴な言動をする患者の場合は、どうしたらよいでしょう。

弁護士：初回は、本人や家族に注意をしたり、反省文や誓約書を書かせたりして、再発防止に務めるべきでしょう。しかし、それでも改善の見込みがなければ、病院としては暴力患者から他の患者や医療者を守るために、退院を通告するしかありません。これを放置して第2、第3の被害者が出ると、病院が加害者として法的責任を問われることがあります。

医師：暴力患者が退院に応じない場合、どうすればよいのでしょうか。

弁護士：正攻法は、病室の明渡訴訟を提起することです。参考裁判例3では、患者の病状が通院可能な程度にまで治癒したと医師が診断した場合に、病院が患者に対して退院の意思表示をしたときは、入院診療契約は終了し、患者は病室から退去する義務を負うと判決しています。

医師：しかし、裁判には時間もかかりますので、裁判などしないですぐに退院させる方法はありませんか。

弁護士：多くの病院では、裁判などしないで、暴力

患者に対する粘り強い説得により、退院を実現していますし、私も顧問先病院から相談があれば、そのように指導しています。従って、裁判は、あくまで最後の手段ですが、いざとなれば、裁判で患者を退院させられるということは、暴力患者を説得する際の有力な材料になります。

いずれにせよ、強制退院は、診療拒否の正当事由の問題になりますので、顧問弁護士と相談して慎重に対処する必要があります。

参考裁判例

- 1 東京地裁平成25年2月19日判決（労働判例1073号26頁）
看護師が認知症の入院患者から暴力を受け、頸椎捻挫等の傷害を受けたことについて、病院の安全配慮義務違反が認められた事例。
- 2 大阪高裁平成18年8月29日判決（第一法規判例DB）
ショートステイの際、他の利用者に車いすを押されて転倒してけがをした事例。
「o（介護担当者）は、単に、j（利用者）を自室に戻るよう説得するということのみではなく、さらに、e（利用者）を他の部屋や階下に移動させる等して、jから引き離し、接触できないような措置を講じてeの安全を確保し、本件事故を未然に防止すべきであったものというべきところ、このような措置を講ずることなく、本件事故を発生させたものであり、被控訴人a（施設）には、安全配慮義務の違反があるといわざるを得ない。」と判決した。
- 3 名古屋高裁平成20年12月2日判決（裁判所ウェブサイト）
心筋梗塞に対する医療行為後の止血に伴う神経不全等が治癒していないとして5年以上入院している控訴人（患者）に対し、同人は通院可能な状態にまで治癒しているとして、病室からの退去等を求めた病院側の請求を認容した1審判決を支持した。